

○都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例施行規則

平成14年3月29日

規則第35号

改正 平成19年12月11日規則第81号

令和4年3月30日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成13年船橋市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低敷地面積の運用基準)

第2条 条例第3条ただし書の市長が認める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。この場合において、建築物の敷地は、135平方メートルを下回ることはできないものとする。

- (1) 条例第6条第1号又は第2号に該当する開発行為等であつて、やむを得ないと認められる場合
- (2) 開発区域において、道路等の公共施設の良好かつ適切な配置を行うために、特に必要があると認められる場合
- (3) 現に敷地規模が165平方メートルに満たない土地であつて、相当の期間を経過したもののにおいて、周辺の状況から敷地規模を165平方メートル以上とすることが著しく困難である場合その他やむを得ないと認められる場合

(建築物の範囲等)

第3条 条例第4条第1号ア及びイに規定する建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号の居室を有する同条第1号に規定する建築物であつて、原則として同法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けたもの及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく違反是正のための指導を受けたものでないものとする。

2 条例第4条第1号ア及びイに規定する建築物の個数の算定については、一の敷地に用途上不可分の関係にある複数の建築物が在る場合には、これらをもって一の建築物とする。

(条例第4条第1号イ及び第6条第2号イの規則で定める市道)

第4条 条例第4条第1号イ及び第6条第2号イの規則で定める市道は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市道のうち、幅員12メートル以上のものとする。

(平19規則81・一部改正)

(条例第4条第3号イに規定する区域のうち都市計画法施行令第29条の9第7号に掲げ

る土地の区域)

第5条 条例第4条第3号イに規定する区域のうち都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第29条の9第7号に掲げる土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。

(1) 船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例(昭和48年船橋市条例第45号)第2条第1号に規定する保存樹木等(樹林に係る部分に限る。)を保全するため市長が必要と認める土地の区域

(2) 水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号の浸水想定区域に類する土地の区域

(平19規則81・追加、令4規則28・一部改正)

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月11日規則第81号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第28号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。